

横浜市 放課後キッズクラブを 利用するための 手続きに ついて

※この利用案内にある かっこ >の中にある文は、前の言葉の説明です。

1 放課後キッズクラブとは

放課後とは、学校の授業が終わったあとの時間です。

放課後キッズクラブは、小学生が放課後、そのまま学校の中で、あそぶことができる場所です。仕事をしている保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人>がむかえに来るまで自分の家のかわりにいることもできます。

2 放課後キッズクラブが 開いている日

月曜日～土曜日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日までは 休みます。

3 放課後キッズクラブが 開いている時間

開いている日	開いている時間
平日<月曜日から 金曜日まで>	授業が終わってから 19:00まで
土曜日	8:30から 19:00まで
学校が長い お休みのとき (夏休みなど)	

※下に 書いてある日は、利用する人がいないと お休みするか はやく終わるときが あります。

- ・土曜日
- ・学校が長い お休みのとき
- ・平日17:00から

4 放課後キッズクラブを 利用できる子ども

放課後キッズクラブは、小学校に通っている1年生から6年生までの子どもが、利用できます。その小学校に通うことが決まっている住所に住んでいる、国立小学校〈国がつくった学校〉、私立小学校〈学校法人がつくった学校〉や特別支援学校〈障害や病気がある子どもをおしえる学校〉の子どもも、利用できます。

5 利用区分〈利用時間や 利用するのに かかるお金の 分け方〉

放課後キッズクラブは、「利用区分1」と「利用区分2」で利用できる時間や利用料金〈利用するときにかかる金〉が違います。どちらの区分で登録するのか、選んでください。

利用区分は、年度〈4月1日から 次の年の 3月31日〉の途中で変えることができます。

くわしくは、次のページの表で確認してください。

【利用区分の表 について】

	りょうくぶん 利用区分 1	りょうくぶん 利用区分 2
りょう 利用できる 子ども	<p>下の どちらかに あてはまる子どもです。</p> <p>① 小学校に通っている1～6年生の子ども</p> <p>② 同じ小学校に通うことが 決まっている住所に、住んでいる、国立小学校、私立小学校か、特別支援学校などの 1 年生～6年生の 子ども</p>	<p>左に 書いてある 利用区分1の 条件にあてはまること 留守家庭児童^{※1}であること</p> <p>※1 留守家庭児童とは 次の どちらかに あてはまる子どもを いいます。 ① 週に 1回以上、放課後の時間に 保護者が 仕事などで 家 にいない子ども ② 保護者が 病気や けがで、子どもの 世話をするのが 難しい家の子ども</p>
りょう 利用する時間	<p>【平日】 授業が終わってから 17:00まで</p> <p>【土曜日と 学校が 長い休みのとき】 8：30～17:00まで</p>	<p>【平日】 授業が終わってから 19:00まで</p> <p>【土曜日と 学校が 長い休みのとき】 8：30～19:00まで</p>
かかるお金	<p>0円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すいていれば 17：00から19：00も 利用することが できます。 ・17：00から 利用するとき、1回あたり 800円のお金がかかります。 ・800円とは 別に、おやつ <昼ごはん と 夜ごはんの 間に 食べるお菓子 などに> かかるお金を 払ってください。 	<p>5,000円(1か月ごと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用区分2は、1か月 5,000円を、必ず 払ってください。 ・おやつのお金を、利用する 日にちの分、払ってください。 ・かかるお金が やすくなる制度<決まり>があります。 <p>詳しくは、5ページ「利用料減免制度について」を 確認してください。</p>
りょう 利用できる ひと かず 人の 数の き 決まり	なし	あり
しょうがいみまいきん 傷害見舞金 せいどたんきん 制度負担金	<p>放課後キッズクラブで、子どもが けがをして病院に 行ったときに、お見舞いの お金がもらえ る制度<決まり>に 入ってください。子ども ひとりあたり 500円が 1年間で かります。</p> <p>くわしくは、6ページを みてください。</p>	
もうしこ 申込み ひつよう 必要な 書類<紙>	<p>りょうもうしこみしょ 利用申込書</p> <p><利用するために 手続きする 紙></p>	<p>りょうもうしこみしょ ①利用申込書</p> <p>②子どもが留守家庭児童であることが わかる書類 <紙></p> <p>くわしくは、8ページを確認してください。</p>
ほうかご ※放課後キッズ クラブに出しま す。		

6 利用するときにかかるお金

項目	利用区分1	利用区分2
<p>利用するお金</p>	<p>0円^{えん}※1</p> <p>※1 17:00から利用するときは、1回ごとに800円をはらってください。</p>	<p>5,000円(1か月ごと)^{えん}※2</p> <p>※2 利用料減免制度<利用するお金が安くなる決まり>にあてはまる家庭は払うお金が2500円になります。 くわしくは、5ページを確認してください。</p>
<p>傷害見舞金制度負担金</p>	<p>子どもひとりあたり 500円^{えん} (年度ごと)</p>	
<p>おやつのお金</p>	<p>0円^{えん}※3</p> <p>※3 17:00から利用するときは、おやつにかかったお金を払ってください。</p>	<p>かかったお金^{かね}</p>
<p>キッズクラブの行事(イベント)に参加するときにかかるお金 (例:〇〇教室、〇〇イベントなど)</p>	<p>行事(イベント)の材料などに かかったお金</p>	

【利用料減免制度に ついて】

利用料減免制度は、放課後キッズクラブを、利用するお金が やすくなる制度<決まり>のことで、
 利用区分2の 1か月の お金が、5,000円から 2,500円に なります。

この制度を利用できるのは、下に書いてある家庭です。利用するときは、**利用申込書と 必要な書類を 一緒に**
放課後キッズクラブへ 出してください。

家庭について	必要な書類 (紙)
<p>生活保護世帯</p> <p>くがんばっても 生活するお金が足りないときに、生活するための お金をもらっている家庭のことで、自分の力で 生活できるまで 手伝わってもらえる家庭です。></p>	<p>生活保護を もらっていることが わかる書類<紙> 下に 書いてある どちらかの書類が 必要です。</p> <p>① 保護証明書 (元のもの。コピーは ダメです。) …保護証明書は、住所のある区役所の 生活支援課生活係の 人に 聞いてください。 この書類を もらうために かかるお金は 0円です。</p> <p>② 生活保護費支給証 (コピー)</p>
<p>市民税所得割非課税世帯</p> <p><市民税※1や 県民税※2が 0円の 家庭のことで。></p> <p>※1 市民税は、横浜市の 税金のこと ※2 県民税は、神奈川県 の 税金のこと</p>	<p>市民税や 県民税が 0円であることが わかる書類 下に 書いてあるどれかの書類が 必要です。</p> <p>① 市民税・県民税課税(非課税)証明書 (元のもの。コピーはダメです。) …①の証明書<紙>は、区役所で もらうことができます。もらうために 300円を はら 払ってください。</p> <p>② 市民税・県民税税額決定・納税通知書 (コピー) …②の通知書は、区役所で払っているときは 区役所から 届きます。</p> <p>③ 給与所得等<給料や ボーナスなどの お金>に かかわる 市民税・県民税の 金額が わかる書類 (コピー) …③の書類<紙>は、会社が あなたの 給料から 市民税・県民税を はら 払っているときは、会社から もらうことができます。</p>
<p>2012年より前の税金の計算方法<計算のしかた>で市民税所得割非課税になる家庭※3</p> <p>※3 2012年に税金の計算方法が 変わっています。現在、市民税や県民税を 払っている家庭でも、2012年より前の計算方法を使うと、市民税や県民税が かからないことが あります。</p>	<p>上に 書いてある ①~③の どれかの書類<紙>と 住民票<家族が 住んでいる場所が わかる 書類> …②の通知書<紙>は 区役所でもらうことができます。 世帯全員<一緒に住んでいる人 全員>が 書いてあるものを もらってください。 もらうために 300円を はらってください。</p>
<p>寡婦控除みなし適用を したときに 市民税所得割非課税になる家庭※4</p> <p>※4 税金を 払っている家庭のうち、下に 書いてある①~③の すべてにあてはまる家庭は、市民税や 県民税が 0円の 家庭と同じ取扱いにする制度 (決まり)が あります。</p> <p>① 一度も 結婚を したことがない ② 0~19歳の 子どもがいる ③ 収入<もらったお金>が 少ない</p>	<p>横浜市寡婦(夫)控除の みなし 適用通知書 …この通知書は、横浜市中で もらえます。 くわしいことは、横浜市子ども青少年局放課後児童育成課 (TEL:045-671-4068) に、聞いてください。</p>

しょうがいみまいきんせいど
7 傷害見舞金制度

＜キッズクラブなどで事故や けがをしたときに、お金が もらえる決まり＞

しょうがいみまいきんせいどとは、ほうかご 放課後キッズクラブで けがや 事故を したときに、びょういん 病院に 払ったお金などが もらえる 制度＜決まり＞です。りようぶん1も りようぶん2も ほうかご 放課後キッズクラブを りようする子どもは、ねんど 年度＜4月1日から つぎとしの 3月31日＞ごとに 500円を 払ってください。

ほうかご 放課後キッズクラブで 配っている「払込取 扱票」＜お金を 払うための 紙＞を 使って 払ってください。 払ったあとは、そのひか 控え(コピー)を りようもつしこみしょ 利用申込書に はって キッズクラブに 出してください。

- (1) しょうがいみまいきんせいどふたんきん 傷害見舞金制度負担金 < しょうがいみまいきんせいど 傷害見舞金制度＜決まり＞に 入るために かかるお金 >
子ども1人あたり 500円 (1年間)

- (2) しょうがいみまいきん 傷害見舞金 < もらえるお金 >

ないよう 内容	みまいきんがく※ 見舞金額
つういん 通院＜病院に通うこと＞ (1日目から)	3,000円(1日ごと)
にゅういん 入院＜病院にとまること＞ (1日目から)	4,000円(1日ごと)
しぼう 死亡＜死ぬこと＞	2,500,000円
こういしょうがい 後遺障害＜からだに障害が のこること＞	75,000円~2,500,000円

※お金を いくら もらえるかは 決まっています。

びょういん 病院で 払った ぜんぶの お金を もらうことはできません。

- (3) 事故で お金が もらうことが できるとき

- ほうかご 放課後キッズクラブを りようしているときの、子どもの 事故
- ほうかご 放課後キッズクラブと いは 家の間の、子どもの 事故(交通事故など)

- (4) しょうがいみまいきんせいどふたんきん 傷害見舞金制度負担金(500円)の 払い方

ほうかご 放課後キッズクラブで、配っている 『払込取 扱票』＜お金を 払うための 紙＞で、

ゆうちょ銀行か、ゆうびんきんぐの ATM＜お金を 出したり、入たりする機械＞で、払ってください。

ゆうちょ銀行の 口座＜お金を 預けたり、引き出したりするもの＞を もっているときは、ATMで、でんしんりかりかえ 電信振替 <相手の 口座に お金を 送ること＞が できます。

- (5) そのほか

・利用申込みのときに 書いた 個人情報＜名前、性別(男か女)、生まれた日、住所のこと＞は、ほけんがいしゃ 保険会社に 知らせることが あります。

・転校<住む場所を 変えること>で、学校が 変わること>すると、転校した学校の 放課後キッズクラブを りようします。ねんど 年度<4月1日から つぎとしの 3月31日まで>の 途中で転校して、あたらしい 放課後キッズクラブを りようするときは、500円は 払いません。

放課後キッズクラブの利用は、下に書いてある順番で利用申し込みをしてください。

(1) **傷害見舞金制度負担金を払ってください。**

放課後キッズクラブで、配っている傷害見舞金制度負担金の『払込取扱票』に必要なことを書いてください。

傷害見舞金制度負担金を、ゆうちょ銀行か、郵便局のATMで、払ってください。

(2) **「お金を払ったことがわかる紙」のコピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』にはってください。**

お金を払ったことがわかる紙は、下に書いてある**どちらか**です。

どちらもコピーをとったときの元の紙は家でもっていてください。

・窓口でお金を払ったとき

『振替払込請求書兼受領証』のコピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に、はってください。

・ATMでお金を払ったとき

『ご利用明細票』のコピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に、はってください。

(3) **利用申込書を書いて出します。**

・利用申込書を書いたら、放課後キッズクラブに出してください。

・利用区分2に申し込む人は、利用申込書と一緒に次のページに書いてある書類<紙>を放課後キッズクラブに出してください。

・あなたが、次のページに書いてある【利用区分2に必要な証明書<紙>】を出さないと、利用区分1の利用になります。

・利用申込書にわからないことがあったときや、利用区分2の利用ができないときは、放課後キッズクラブからあなたへ連絡があります。

・連絡がないときは、利用申込書に書いた日から利用できます。

【利用区分2に 必要な 証明書<紙>】

あなたの状況で 出す証明書<紙>が 違います。下の表で 確認してください。

ほごしゃ 保護者（あなた）の状況について	しょうめいしょ 証明書
かいしゃいん こうむいん 会社員・公務員	
きんむよていしゅ 勤務予定者 いま はたらいてないが、次の仕事が き 決まっている人>	しゅうらう よてい しょうめいしょ 就労(予定)証明書 くはたらいていることが わかる書類（紙）か、これからはた らくことが わかる書類（紙）。会社で 書いて もらってく ださい。>
さんぎゅうちゅう 産休中 あか 産むために 仕事を やすんでいる人>	
いくきゅうちゅう 育休中 あか 赤ちゃんを 育てるために 仕事を やすんでいる人>	
じえいぎょう 自営業 かいしゃいん こうむいん じぶん <会社員や 公務員ではない、自分で 仕事を している人>	じえいぎょうじゅうしやとうしんこくしょ 自営業従事者等申告書 <自営業を していることを あなたが 書いて 放課後キッ スクラブに しらせる紙>
びょうき ひと 病気の人や かんご かいごちゅう にん 看護・介護中の人 びょうき 年をとった人の せいかつ 生活を 助ける人>	した か 下に書いてある①と②を出してください。 びょうき しょうがいとうしんこくしょ ① 病気・障害等申告書 <病気や 障害が あることを あなたが書いて 放課後キッ スクラブに しらせる紙> ② 診断書 <お医者さんが あなたに だす書類（紙）>
しょうがい ひと 障害のある人	した か 下に書いてある①と②を出してください。 びょうき しょうがいとうしんこくしょ ① 病気・障害等申告書 <病気や 障害が あることを あなたが 書いて 放課後キッ スクラブに しらせる紙> ② 身体障害者手帳 <身体障害者が もらう手帳>（コピー） か、障害が わかる書類を 出してください。
きゅうしよくちゅう ひと 求職中の人 しごと <仕事を さがしている人>	きゅうしよくちゅうとうしんこくしょ 求職活動申告書 <仕事を さがしていることをあることを あなたが 書いて 放課後キッスクラブに しらせる紙>
ざいがくちゅう ひと がっこう かよ ひと 在学中の人<学校に 通っている人> ちゅうがくせい こうこうせい ※中学生や高校生はダメです。	がくせいしょう 学生証のコピー か、ざいがくしょうめいしょ 学生証明書<学生であることが わかる 書類>
じしん かじ あめがぜ さいがい たいふう おおあめ 地震や火事、雨風の災害<台風や 大雨で こま 困ったことが おきること>で、こわれた家 を なおしている人	りさいしょうめいしょ さいがい いえ 罹災証明書<災害で 家が こわれたことが わかる書類> …地震で、家が こわれた人は、区役所で もらえます。 …火事や 雨風の災害で、家がこわれた人は、消防署でもらえ ます。

(4) 新1年生<新しい年度に1年生になる子どものこと>が利用をはじめの日について

新1年生が利用をはじめの日は、利用区分で、違います。

利用区分1	利用区分2
<p>放課後キッズクラブが、 利用できる日を決めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 17:00から19:00まで 利用したいときは放課後キッズクラブが 決めた日よりも前の日に 利用することができます。 利用するときは、利用料金（1回ごとに800円）と、おやつに かけたお金を 払えば、4月1日から 利用できます。 	<p>4月1日から 利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用するときは、保護者が 子どもと一緒に きてください。子どもが 帰るときは むかえにきてください。 利用する日よりも 前に、放課後キッズクラブの職員<スタッフ>が あなたと 面談<会って 話をすること>します。 <p>面談では、あなたの 子どもを預かるために 職員が 気をつけることなどを あなたへ 聞きます。 (例) 病気はあるか、家での過ごし方 など</p>

このほか、お迎えの時間など、放課後キッズクラブごとに 利用のルールが 決まっています。利用するときは、必ずルールを守ってください。

発行 2017年11月
横浜市こども青少年局放課後児童育成課